



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第19号 (平成24年1月11日号)

## 子どもの権利条約とは？

今から20年以上も前の1989年、国連総会で、子ども(18歳未満のすべての人)についての人権条約(子どもの権利条約)が、全会一致で採択されました。この条約は、世界中の子どもが人として尊重されるために、各国が取り組むことをお互いに約束するものです。

## 子どもの権利条約と日本

日本は、1994年に子どもの権利条約の批准をしました。これにより、日本は、世界の国々に対し、日本国内において、権利条約に掲げられたすべての子どもの人権を実現する義務を負いました(4条)。また日本は、子どもの権利条約に掲げられた子どもの人権を、ひろく大人にも子どもにも知らせる義務があります(42条)。

## 子どもの人権

### (人としての権利)とは？

子どもの権利条約が定める子どもの人権には、次のようなものがあります。

1. 人として尊重されつつ生きる権利(6条)
2. 自分に影響を及ぼすことについて、自由に意見を表明する権利(12条)
3. 健康に暮らし、病気になったら治療を受け健康を回復できるようにしてもらう権利(24条)
4. 身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のためにふさわしい生活をする権利(27条)
5. 教育の権利(28条、29条)
6. 休息、レジャー、遊び、リクリエーション、文化的生活と芸術に親しむ権利(31条)

## 子ども・若者ビジョン

子どもの人権の実現のためには、国と地方自治体が大きな役割を果たす必要があります。そこで政府は2010年7月に子ども・若者支援のための基本政策(子ども・若者ビジョン)を決定しました。このビジョンは、憲法と子どもの権利条約にのっとり、子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、発達段階に応じてその意見を十分尊重し、その最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指しており、各自治体に対してもビジョンにのっとり子ども・若者の支援施策を立案するよう要請しています。

(定者吉人)



## 新しい弁護士が入所しました！

平成23年12月21日、当事務所に新しく2名の弁護士が入所しました。半澤茜(はんざわあかね)弁護士と、丸亀日出和(まるがめひでかず)弁護士です。どうぞよろしく願います。

本所の弁護士は6人体制になり、お急ぎの相談にも対応しやすくなりました。お気軽にご相談ください。



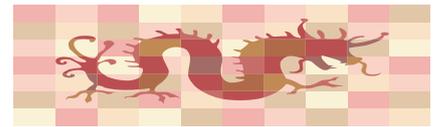
## 法律フク★クイズ

国民の祝日は、1年間に15日ありますが、このうち春分の日のように年によって日にちが変わる祝日は何日あるでしょうか。

ア. 4日 イ. 5日 ウ. 6日

正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、子どもの権利条約は、世界中の殆どの国で批准されています。その例外がソマリアとアメリカです。したがって、先月号の正解は、2(アメリカ)になります。前記事も参考にしてください。



## 平成24年1月・2月の 法律相談会等のご案内

### ●「冬の無料相談会 in 大竹支所」

平成24年1月14日(土)

10時～18時(各相談時間は40分)  
／相談無料(事前予約が必要)／場所&問合せ先:大竹支所(TEL:0827-54-1222)(JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1-8-3アーバンタワー大竹1階)

### ●「反貧困ネットワーク広島

#### 定期総会・3周年記念講演会」

平成24年2月5日(日)13時30分～16時30分／第一部 定期総会 第二部 3周年記念講演会 講師:弁護士宇都宮健児先生 テーマ:反貧困ネットワーク活動の成果と今後の課題／入場無料・予約不要／会場:広島平和記念資料館 地下 メモリアルホール／問合せ:082-227-8181 反貧困ネットワーク広島事務局

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、紅山綾香、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)